

貸金業登録申請等手引

令和 7 年 3 月 1 日改訂

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課



目 次

第1	登録制度の概要		1
第2	登録申請等の手続き		
1	提出先		3
2	申請書の提出者		3
3	申請書用紙の頒布先		3
4	登録申請及び登録更新申請		4
5	変更の届出		7
6	廃業等の届出		9
第3	登録申請書等の様式及び記載例		
1	登録申請書(第1面～第9面)	規則 別紙様式第1号	10
	誓約書(新規・更新用)	規則 別紙様式第1号の2	20
	誓約書(身分(元)証明書に代えて提出する場合に使用)	規則 別紙様式第1号の2	21
	履歴書	規則 別紙様式第2号	22
	沿革	規則 別紙様式第2号の2	24
	株主又は社員の名簿親会社の株主又は社員の名簿	規則 別紙様式第3号	25
	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等	規則 別紙様式第3号の2	26
	財産に関する調書	規則 別紙様式第4号	27
	貸付けの業務の経験者の業務経歴書	規則 別紙様式第4号の2	28
	指定紛争解決機関との契約締結等の状況	規則 別紙様式第4号の2の2	29
	使用承諾書(営業所等が他人名義等の場合使用))		30
	登録申請取下書		31
2	変更届出書	規則 別紙様式第5号	32
	誓約書(変更届出用)	規則 別紙様式第1号の3	33
3	遅延理由書		34
4	廃業等届出書	規則 別紙様式第6号	35
第4	各種報告書、届出書等の様式		
1	営業所等の所在報告書	監督指針 別紙様式25	40
	(2～4 法第24条の6の2)		
2	開始等届出書(第1号)		44
3	指定信用情報機関との信用情報提供契約に関する届出書(第2号)		45
4	財産的基礎に関する届出書(第3号)		46
	(5～15 規則第26条の25)		
5	心身の故障により貸金業を行うことができない者に関する届出書		47
6	禁錮以上の刑に関する届出書		48
7	貸金業法等の違反による罰金刑に関する届出書		49
8	暴力団員等に関する届出書		50
9	不正又は不誠実な行為をおこなうおそれがある者の該当性に関する届出書		51
10	貸金業務取扱主任者の要件に関する届出書		52
11	債権譲渡に関する届出書		53
12	役員等の法令違反等に関する届出書		54

13	特定保証業者との保証契約に関する届出書	55
14	業務の委託に関する届出書	56
15	貸金業協会加入又は脱退の届出書	57
〈16～21 規則第26条の25の2〉		
16	非営利特例対象法人の要件に該当して貸金業を営む場合の届出書	58
17	非営利特例対象法人又は特定非営利金融法人の該当要件を喪失した場合の届出書	59
18	非営利特例対象法人が業務経験者に関する要件を充足した場合の届出書 ...	60
19	非営利特例対象法人が登録拒否基準の特例要件を喪失した場合の届出書 ...	61
20	特定非営利金融法人の要件に該当して貸金業を営む場合の届出書	62
21	特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する場合の届出書	63
22	残貸付債権の状況等に係る報告書(登録不更新の場合) 監督指針 別紙様式23	64
23	残貸付債権の状況等に係る報告書(毎事業年度末の状況報告) 監督指針 別紙様式23-2	67
24	残貸付債権の状況等の変更報告書	70
25	全取引終了の報告書	73
26	貸金業者登録証明書 監督指針 別紙様式9	74

- 申請書・届出書類様式については、愛知県の公式 Web サイトからダウンロードすることができます。

愛知県の公式 Web サイト

愛知県経済産業局中小企業部

ホーム > 組織からさがす > 本庁機関の組織表(各局・行政委員会等) >

経済産業局 > 中小企業金融課 > **貸金業について**

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/kashikingyou.html>

愛知県の公式 Web サイト「貸金業について」の構成

貸金業について >	登録貸金業者の方へ >	登録更新手続きについて
		変更の届出について
		定例報告について
		貸金業の廃業について
		貸金業者登録証明書
	新たに貸金業を始めた方へ >	登録申請手続き
	貸金業を廃業された方へ >	貸金業の廃業について

問い合わせ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

融資・貸金業グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6333 (ダイヤルイン)

第 1 登録制度の概要

貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に基づき、貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣（財務局長）又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

無登録で貸金業を営んだ場合は、10 年以下の懲役若しくは 3,000 万円以下の罰金又はこれらを併科されます。（法人に対する両罰規定は最高 1 億円）

（用語の説明）

◎「貸金業」とは…

「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）を業として行うもの」をいいます。

○「金銭の貸付け」とは…

利息付きであるか否かを問わずすべての貸付けをいいます。

○「金銭の貸借の媒介」とは…

貸手と借手の間に入って金銭消費貸借契約の成立に尽くすことをいいます。

○「業として行う」とは…

貸付けを反覆継続して行うことをいい、専業であるとか兼業（他に業を持つ者が副業的に行う場合等）であるとかを問いません。これらに該当する者を例示すれば、いわゆるサラリーマン金融業者、金銭の貸借の媒介者、手形の割引業のほか、質屋、クレジットカード会社、信販会社、総合リース業者等で金銭の貸付けを併せ行う者等です。

【適用除外】

次のものは、貸金業法の適用から除外されています。

- 1 国又は地方公共団体が行うもの
- 2 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合等の金融機関など
- 3 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 4 事業者がその従業者に対して行うもの
- 5 次の団体、又は組合が行うもの
国家・地方公務員等が構成する職員団体等、及び労働組合法に基づく労働組合
- 6 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）が行うもの
公益社団法人及び公益財団法人、学校法人など
- 7 コール資金融資業者で金融庁長官の指定するものが行うもの
- 8 商品取引所の会員法人であって、商品取引所の会員等に対する貸付け以外の貸付けを業として行わないもので金融庁長官の指定するものが行うもの
- 9 コール資金の貸付けを行う投資信託及び登録投資法人が行うもの
- 10 「会社グループ」に属する会社間で行うもの
- 11 外国の会社等であって、非居住者に対する貸付け以外の貸付けを業として行わないもの

登録申請者等に欠格事由がある場合等には、登録は拒否されます。

次の一つに該当するときは、登録が拒否されます。

- 1 登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 登録を受けようとする者が、次のいずれかの事項に該当するとき。
また法人の役員（申請者及び法人の役員が未成年者の場合はその法定代理人を含む）及び重要な使用人が次の、（１）から（７）までのいずれかに該当するとき
 - （１） 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
 - （２） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （３） 登録を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（取消しの日前３０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
 - （４） 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
 - （５） 貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第１２条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
 - （６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - （７） 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者。（内閣府令で定める登録取消処分のための聴聞の通知後に廃業の届出を行った者で、その届出の日から５年を経過しない者（通知の日前３０日以内に役員であった者を含む）等。）
 - （８） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記（１）から（７）までのいずれかに該当する者。
 - （９） 法人でその役員又は政令で定める使用人及び個人で政令で定める使用人のうちに前記（１）から（７）までのいずれかに該当する者のある者。
 - （１０） 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
 - （１１） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。
 - （１２） 営業所又は事務所について法第１２条の３に規定する要件（貸金業務取扱主任者の設置）を欠く者。　　〔貸金業務取扱主任者要件〕
 - （１３） 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するために必要かつ適当なものとして政令で定める額（５，０００万円）に満たない者（再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受けた者（当該決定に係る再生手続又は更正手続が終了している者を除く。）を除く。）　　〔純資産要件〕
 - （１４） 貸金業を的確に遂行するために必要とされる申請者の業務経験が、次の基準に達していない者。　　〔業務経験の要件〕
 - ・ 法人の場合、常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に３年以上従事した経験を有する者があること。
 - ・ 個人の場合、申請者が貸付けの業務に３年以上従事した経験があること。
 - ・ 営業所等ごとに貸付けの業務に１年以上従事した者が常勤の役員又は使用人（政令で定める使用人に限りません。）として１人以上在籍していること。
 - （１５） 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するために十分な社内規則を定めていない者（貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含むもの）。
　　〔社内規則の整備〕
 - （１６） 指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じていない者
　　〔指定紛争解決機関との契約締結〕

（留意事項）

上記（１）～（６）に該当していたが５年を経過した場合、若しくは執行猶予期間が満了した場合は、その翌日から他の登録拒否事由に該当しない限り、登録を受けることができます。

第2 登録申請等の手続き

貸金業を営もうとする者は、貸金業の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は3年間となっており、登録の更新を受けなければ、期間の経過によりその効力を失います。引き続き貸金業を営むため登録の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する2か月前までに登録の更新を申請しなければなりません。（4ページ）

なお、登録申請書記載事項に変更が生じた場合は、事前又は事後に、届け出なければなりません。（7ページ）

また、廃業等の場合は、事由発生後30日以内の届出が必要です。（9ページ）

1 提出先

- (1) 二つ以上の都道府県に営業所又は事務所（代理店を含む。以下、「営業所等」という。）を設置する場合には、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長
- (2) 一つの都道府県にのみ営業所等を設置する場合には、管轄する都道府県知事

2 申請書の提出者

役員（個人の場合は申請者）又は政令で定める使用人又はこれに準ずる責任者
ただし、上記の者の他、行政書士、弁護士も申請の代行ができます。（代理はできません。）

- * なお、日本貸金業協会の会員業者については、原則として同協会愛知県支部経由で提出してください。

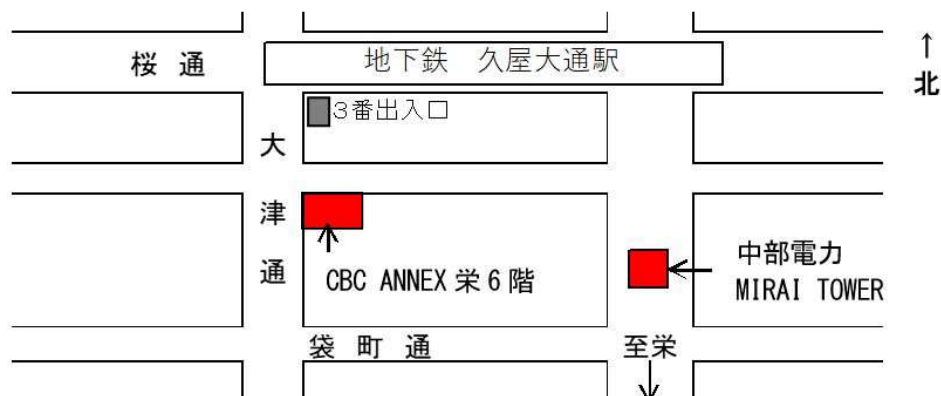
3 申請書用紙の頒布先

日本貸金業協会愛知県支部

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目6番35号 CBC ANNEX 栄6階
（地下鉄「久屋大通駅」3番出入口から徒歩1分 又は 地下鉄「栄駅」2番出入口から徒歩4分）

電 話 052-265-5280

FAX 052-265-6403



4 登録申請及び登録更新申請

登録申請提出書類及び提出部数

	書類の種類	説明	提出部数	
			法人	個人
1面	登録申請書	☐ 外国人は、住民票に記載された通称がある場合は、氏名欄に()書で併記することができる。以下の氏名欄も同様。 ☐ 住所は、個人の場合は、主たる営業所等の所在地を正確に記載する。法人の場合は、本社又は主たる事務所の所在地を登記簿謄本記載のとおり正確に記載する。以下の住所欄も同様。	2	2
2面	1. 登録の区分～8. 役員	☐ 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、財団の管理者、役員に準ずる者又は同等以上の支配力を有する者(当該法人の25%超又は親会社の50%超の個人株主若しくは出資している個人等)をいう。	3	3
3面	9. 令第3条に規定する使用人	☐ 政令で定める「使用人」とは、営業所等の業務を統括する者(支配人、本店長、営業所長等いかなる名称を有する者であるかを問わない)、主たる営業所等において貸付け、債権の管理・回収等資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者(部長、次長、課長等いかなる名称を有する者であるかを問わない)、この権限を代行しうする地位の者等。 ☐ 該当する者がいない場合は、「該当なし」と記載する。	3	3
4面	10. 営業所等の名称及び所在地	☐ 「営業所・事務所」とは、貸金業を営もうとする者又はその代理人が、一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。 ① 名称は、本店、〇〇支店、〇〇営業所、〇〇店等と記入する。 ② 所在地は、建物名、階数、部屋番号まで記入し、場所が特定できる固定電話番号を市外局番から記入する。 ③ 貸金業務取扱主任者の氏名・登録番号を記入する。	3	3
5面	11. 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等	☐ 広告・表示等で使用する電話番号(固定電話又は着信課金ダイヤルサービス、統一番号サービス)、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス等を記入する。 ※ 携帯電話、携帯電話による電子メールアドレス、フリー電子アドレスは認められません。	3	3
6面	12. 業務の種類		3	3
7面	13. 業務の方法		3	3
8面	14. 他に行っている事業の種類	☐ 個人の場合は、貸金業以外の事業をすべて、法人の場合は、商業登記簿謄本の目的欄に記載の貸金業以外の事業をすべて記入する。 ☐ 実際に行っていない事業は、()書きする。	3	3
9面	15. 証紙貼付欄(登録申請手数料)	☐ 愛知県証紙 150,000円(消印しないでください。)(収入印紙ではありません。)	1	1
添付書類	誓約書(別紙様式第1号の2)	☐ 個人の場合は申請者が、法人の場合は法人代表者が誓約する。	2	2
	履歴書(別紙様式第2号)	☐ 役員(個人の場合は申請者)及び政令で定める使用人全員について必要。 ☐ 履歴書の2面に写真付身分証明書の写し等を添付する。➡(注1)	各2	各2
	営業所又は事務所の所在地を証する書類	☐ 登記簿謄本、固定資産税課税通知書、賃貸契約書(他人名義の場合は使用承諾書)等の写し➡(注2) ☐ 写しには、代表者の原本証明が必要➡(注3)(注4)	各1	各1
	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの		各1	各1
	身分(元)証明書(本籍地市町村長発行)	外国人である場合には別紙様式第1号の2により作成した誓約書	各1	各1
	沿革(別紙様式第2号の2)	☐ 役員に法人(会計参与等)がある場合、作成する。登記事項証明書(1通)を添付する。	1	—

	書 類 の 種 類	説 明	提出部数	
			法人	個人
添 付 書 類	定款(又は寄附行為(旧民法法人等))	● 定款の写しには、代表者の原本証明が必要⇒(注3) ● 目的に「貸金業」に係る記載があること。	1	—
	商業登記簿(登記事項証明書)の謄本	● 法務局で発行されるもの(現在事項証明書)⇒(注4)	1	—
	株主又は社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿(別紙様式第3号)	● 議決権の多い順に5名(法人を含む。親会社の場合は2名)を記入する。	2	—
	代理店がある場合は、代理店契約書の写し	□ 写しには、代表者の原本証明が必要⇒(注3)	1	1
	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等(別紙様式第3号の2)	□ 役員(個人の場合は申請者)、政令で定める使用人及び業務取扱主任者全員分を記載したもの	1	1
	財産要件の確認書類 (内閣府令第5条の3の2に規定する非営利特例対象法人を除く。) ※写しには、代表者の原本証明が必要(注3)	法 人 □ 貸借対照表(直近の事業年度のもの。当該年度設立の法人は設立時作成のもの)	1	—
		人 □ 監査報告書⇒(注5)(注6)(注7)	1	—
		個 人 □ 財産に関する調書(直近の事業年度(1月1日から12月31日)のもの。)(別紙様式第4号)⇒(注4)(注8)	—	1
	貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し	□ 写しには、代表者の原本証明が必要⇒(注3)	各1	各1
	貸金業の業務に関する社内規則	□ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が確認できるもの。⇒(注9)	1	1
	貸金業の業務に関する組織図	□ 法令を遵守するための管理体制を記載したもの。⇒(注9)	1	1
	貸付けの業務の経験者の業務経歴書(別紙様式第4号の2)	(経験の要件) ① 常務に従事する役員のうち1名以上(個人の場合は申請者)が貸付け業務に3年以上従事した経験が必要。 ② 営業所ごとに貸付け業務に1年以上従事した経験を有する常勤の役員又は使用人(政令で定める使用人に限りません。)が必要。 ※ 疎明資料として、勤務先発行の在職証明書等の提出を求める場合があります。	1	1
	指定紛争解決機関との契約締結等の状況(別紙様式第4号の2の2)	□ 新規登録時は、指定紛争解決機関の名称は未記載でも良い(更新時は記載のこと)。	1	1

- (注1) 写真付身分証明書の写しー運転免許証、旅券、在留カード等官公署発行のもの
写真付身分証明書がない場合は公的証明書（保険証、年金証書等）の写しに所定の写真（カラー縦4.0cm、横3.0cm）を貼付する。
- (注2) ○ 営業所等が自己所有の場合：
建物の「登記簿謄本」の写し又は「固定資産税課税通知書（課税物件明細の記載のあるもの）」の写し。ただし共同所有の場合は、「登記簿謄本」の写し及び全ての共有者から申請者が建物を貸金業に使用することの「使用承諾書」の写しの添付が必要。
- 営業所等が他人名義の場合：
所有者との「賃貸契約書」の写し。ただし契約書の条文中で使用目的が貸金業の営業所になっていない場合は、所有者が該当物件を貸金業の営業所として使用を認める「使用承諾書」の写し。
また、借り主以外が使用する場合には所有者及び借り主が貸金業の営業所として申請者の使用を認める「使用承諾書」の写しの添付が必要。所有者が共同所有の場合は全ての所有者からの「使用承諾書」の写しが必要。
- 営業所が親族等の所有で賃貸契約を締結していない場合：
建物の「登記簿謄本」の写し又は「固定資産税課税通知書（課税物件明細の記載のあるもの）」の写し及び所有者からの「使用承諾書」の写し、共同所有の場合は、「登記簿謄本」の写し及び全ての所有者からの「使用承諾書」の写しが必要。
- (注3) 原本証明の例示「この写しは原本と相違ないことを証明します。」作成年月日、会社名、代表者職・氏名
- (注4) 添付書類の住民票、身分（元）証明書、商業登記簿謄本、登記簿謄本等官公署発行の証明書等は、発行後3か月以内のものがが必要です。（ただし、代表者（法人の役員を含む）、政令で定める使用人が取扱主任者に選任される場合にあっては当該、住民票、身分（元）証明書を併用できることとする。）
- (注5) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項に規定する大会社又は同条第3項第2号に規定するみなし大会社については、同法第13条第1項に規定する監査報告書。
- (注6) 上記(注5)のほか、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人については、当該公認会計士又は監査法人の監査報告書。
- (注7) 監査報告書を有しない法人については、法人税の確定申告書に添付した貸借対照表の写しと法人税の確定申告書（別表一（一）、別表五（一））の写しにより内容を確認します。
- (注8) 個人については、記載内容の確認のため、預貯金等の残高証明書（新規申請は提出日前1週間以内発行のもの）、証券会社の取引残高報告、固定資産評価証明書の写し、青色申告書等の写しの提出が必要です。
貸付金を基礎財産としている場合は、貸付先一覧等の写し。
- (注9) 金融庁の『貸金業者向けの総合的な監督指針』のうち、貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）を参照して作成のこと。

（留意事項）

- ア 新規申請の場合は、申請してから登録されるまでに2か月程度かかります。
- イ 登録更新の申請は、登録の有効期間満了の2か月前までにしなければなりません。有効期間満了の日の5か月前から受付けますので、早めに更新の申請をしてください。
なお、登録通知は、登録更新の日以降に交付します。
- ウ 更新手続きは、提出書類、提出部数、手数料等、新規登録の場合と同じです。
- エ 登録申請手数料は、登録の申請に対する審査のためのものです。したがって、申請取下げや登録拒否の場合でもお返しできません。

5 変更の届出

(1) 変更届出提出書類及び提出部数 【法人の場合】

変 更 事 項 書 類 の 名 称		商 号 又 は 名 称	代 表 取 締 役 員	政 令 で 定 め る 人	主 た る 営 業 所	従 た る 営 業 所 の 新 設	従 た る 営 業 所 の 廃 止	広 告 で 使 用 す る 連 絡 先	貸 金 業 務 取 扱 主 任 者	業 務 の 種 類	業 務 の 方 法	他 の 事 業 の 種 類	備 考
変更届出書⇒(注1)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
2面 1～8.登録の区分等		3	3	3		3							
3面 9.令第3条に規定する使用人					3								
4面 10.営業所等の名称及び所在地					3	3	3		3				
5面 11.法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等⇒(注2)								3					
6面 12.業務の種類										3			
7面 13.業務の方法											3		
8面 14. 他に行っている事業の種類												3	
添 付 書 類	誓約書(別紙様式第1号の3)⇒(注3)		2	2	2				2				
	履歴書(別紙様式第2号)⇒(注4)		2	2	2								
	営業所又は事務所の所在を証する書類 ⇒(6ページ(注2)参照)(注5)(注6)					1	1						
	住民票の抄本又はこれに代わる書面⇒(注5)(注7)		1	1	1				1				
	身分(元)証明書(本籍地の市町村長発行)⇒(注5) 外国人である場合には別紙様式第1号の2により作成した誓約書		1	1	1				1				
	沿革(別紙様式第2号の2)⇒(注8)			1									
	定款(又は寄附行為(旧民法法人等))⇒(注6)	1				1						1	
	商業登記簿の謄本(現在事項証明書)⇒(注5)	1	1	1		1						1	
	株主又は社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿(別紙様式第3号)			2									
	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等(別紙様式第3号の2)		1	1	1				1				
	貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し								1				
	貸付けの業務の経験者の業務経歴書(別紙様式第4号の2)⇒(注9)		2	2	2								
	営業所等の所在報告書					1	1						
※ 届 出 期 間		2週間以内			あらかじめ			2週間以内					

(注1) 住所は、本社又は主たる事務所の所在地を登記簿謄本記載のとおり正確に記載する。以下の住所欄も同様。

(注2) 広告・表示等で使用する電話番号(固定電話又は着信課金ダイヤルサービス、統一番号サービス)、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス等を記入する。

(注3) 代表者が誓約する(登録申請時の誓約書と様式が異なるので注意)。

(注4) 新規に就任した役員及び政令で定める使用人全員について作成する。

(注5) 添付書類の住民票、身分(元)証明書、登記簿謄本等は、発行後3か月以内のものがが必要です。(ただし、申請者、政令で定める使用人が貸金業務取扱主任者に選任される場合にあっては当該、住民票、身分(元)証明書を併用できることとする。)

(注6) 写しの場合、原本証明(6ページ(注3)参照)が必要。

(注7) 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

(注8) 役員に法人(会計参与等)が追加された場合、作成する。登記事項証明書(1通)を添付する。

(注9) 登録している「貸付けの業務の経験者」が変更にならない場合でも、登録拒否要件に該当しないことを確認するため、添付する。(5ページ(貸付けの業務の経験者の業務経歴書(別紙様式第4号の2))参照)
疎明資料として、勤務先発行の在職証明書等の提出を求める場合があります。

※ 届出期間が経過した場合には、遅延理由書を添付してください。

(2) 変更届出提出書類及び提出部数 【個人の場合】

変 更 事 項 書類の名称		商 号 又 は 名 称	政 令 で 定 め る 人	使 用 営 業 所	主 たる 営 業 所	従 たる 営 業 所 の 新 設	従 たる 営 業 所 の 廃 止	広 告 で 使 用 す る 連 絡 先	貸 金 業 務 取 扱 主 任 者	業 務 の 種 類	業 務 の 方 法	他 の 事 業 の 種 類	備 考
変更届出書⇒(注1)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
2面 1～8.登録の区分等		3	3	3									
3面 9.令第3条に規定する使用人			3										
4面 10.営業所等の名称及び所在地				3	3	3		3					
5面 11.法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等⇒(注2)								3					
6面 12.業務の種類										3			
7面 13.業務の方法											3		
8面 14. 他に行っている事業の種類												3	
添 付 書 類	誓約書(別紙様式第1号の3)⇒(注3)		2						2				
	履歴書(別紙様式第2号)		2										
	営業所又は事務所の所在を証する書類 ⇒(6ページ(注1)参照) (注4)(注5)			1	1								
	住民票の抄本又はこれに代わる書面⇒(注4)(注6)		1						1				
	身分(元)証明書(本籍地の市町村長発行)⇒(注4)		1						1				
	外国人である場合には別紙様式第1号の2により作成した誓約書												
	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等(別紙様式第3号の2)		1						1				
貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し									1				
営業所等の所在報告書				1	1								
※ 届 出 期 間		2週間以内		あらかじめ		2週間以内							

(注1) 住所は、主たる営業所等の所在地を正確に記載する。以下の住所欄も同様。

(注2) 広告・表示等で使用する電話番号(固定電話又は着信課金ダイヤルサービス、統一番号サービス)、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス等を記入する。

(注3) 申請者が誓約する(登録申請時の誓約書と様式が異なるので注意)。

(注4) 添付書類の住民票、身分(元)証明書、登記簿謄本等は、発行後3か月以内のものがが必要です。(ただし、申請者、政令で定める使用人が貸金業務取扱主任者に選任される場合にあっては当該、住民票、身分(元)証明書を併用できることとする。)

(注5) 写しの場合、原本証明(6ページ(注3)参照)が必要。

(注6) 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

※ 届出期間が経過した場合には、遅延理由書を添付してください。

(留意事項)

- ア 営業所等の名称及び所在地又は広告及び勧誘をする際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先を変更する場合は、事前の届出が必要ですのでご注意ください。
登録された営業所等以外の営業所等を設置して貸金業を営んだ場合は、無登録営業とみなされ、処罰されることがあります。
- イ 登録申請者(法人の場合は、役員を含む)、使用人、貸金業務取扱主任者の氏名が婚姻等により変更した場合の変更届については、戸籍簿抄本等変更を証明する書面が必要です。
- ウ 営業所等の変更が次のいずれかに該当する場合は、新たに所管となる知事等の登録を受けなければなりません。(以下「登録換え」という。)
- (ア) 財務局の登録を受けた者が、一つの都道府県の区域内にのみ営業所等を有することとなったとき。
- (イ) 都道府県知事の登録を受けた者が、当該都道府県の区域内における営業所等を廃止して、他の一つの都道府県の区域内に営業所等を設置することとなったとき。
- (ウ) 都道府県知事の登録を受けた者が、二以上の都道府県の区域内に営業所等を有することとなったとき。
- エ 登録換えの注意事項
- (ア) 登録申請書は、現に受けている登録をした知事等を経由してください。
- (イ) 登録申請手数料は、新たな登録を受けようとする県の証紙(財務局長登録の場合は登録免許税領収書又は収入印紙)を貼付してください。
- (ウ) 新たな登録を受けたときは、従前の登録は失効します。
- (エ) 新たに受けた登録の有効期間は、登録日の翌日から3年間です。
- (オ) 上記ウ該当して登録換えをしない場合は、登録の取消し対象となります。

6 廃業等の届出

廃業等届出提出書類及び提出部数

登録失効事由	届出義務者	届出期間	
① 貸金業の死亡	相続人	死亡の事実を知った日から30日以内	・ 廃業等届出書 2部 ・ 相続人であることを証明する書面 各1部 (届出者の印鑑証明書及び戸籍謄本) (当該貸金業者の除籍簿の謄本) (場合により遺産分割の協議書、審判書の謄本等) ・ 登録済通知書
② 法人の合併による消滅	代表役員であった者	消滅の日から30日以内	・ 廃業等届出書 2部 ・ 代表役員であった旨を証明する書面 各1部 (登記簿の謄本及び合併契約書の写し) ・ 登録済通知書
③ 貸金業者の破産	破産管財人	破産の日から30日以内	・ 廃業等届出書 2部 ・ 破産管財人である旨を証明する書面 各1部 (裁判所の破産管財人である旨の資格証明書の写し) ・ 登録済通知書
④ 法人の合併・破産以外の理由による解散	清算人	解散の日から30日以内	・ 廃業等届出書 2部 ・ 清算人である旨を証明する書面 各1部 (清算人にかかる登記簿の謄本) ・ 登録済通知書
⑤ 貸金業の廃止	貸金業者であった個人又は法人の代表役員	廃止の日から30日以内	・ 廃業等届出書 2部 ・ 法人が存在しなくなった場合は 各1部 代表者であった旨を説明するもの ・ 登録済通知書

第 3 登録申請書等の 様式及び記載例

年 月 日

愛知県 知事 殿

（郵便番号 **460-8501**）

申請者 住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番2号**

電話番号 **(052) 954-6334**

商 号
又は名称

株式会社愛知〇〇

氏 名

代表取締役 愛知太郎

（法人にあつては、代表者の氏名）

（
法定代理人
氏名、商号
又は名称
）

登 録 申 請 書

貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 愛知県知事 () 第 号 (年 月 日)	
従 前 の 登 録 番 号	財務(支)局長 愛知県知事 (1) 第 09999号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
1 登 録 の 区 分	新 規	更 新
2 法 人 ・ 個 人 別	法 人	個 人
3 協 会 加 入 有 無	有 (会員番号: 123456)	無
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ あいちまるまる	
4 商 号 又 は 名 称	株式会社 愛知〇〇	
(ふりがな)	あいち たろう	
5 氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	愛知太郎	
6 住 所	(郵便番号 460-8501) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話番号 (052) 954-6334	
7 法定代理人		
(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては商号又は名称)	該当なし	
8 役 員		
(ふ り が な) 氏 名 (法人にあっては、商号又は名称)	役 名 等	
あいち たろう 愛知太郎	代表取締役	
おわり じろう 尾張次郎	取締役	
みかわ はなこ 三河花子	株主	
以下余白		

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「協会加入の有無」は、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で併記することができる。
- 「氏名」には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。
ただし、「法定代理人」が氏を改めた者である場合にはこの限りでない。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

9 令第3条に規定する使用人

氏 (ふりがな) 名	職名
ちゅうぶ すすむ	
中部 進	豊橋支店長
以下余白	
計 1 名	

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併記することができる。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設 置 年 月 日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
(主たる営業所又は事務所) 本店 (令和2年10月2日)	〒 466-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話番号 (052) 954-6334	尾張次郎 K999999999)
(従たる営業所又は事務所) 豊橋支店 (令和2年6月15日)	〒 440-0888 豊橋市駅前大通〇丁目〇〇番地 〇〇ビル2階 電話番号 (0532) 00-0000	中部 進 K000000000)
(年 月 日)	以下余白 電話番号 () -	
(年 月 日)	〒 - 電話番号 () -	()
(年 月 日)	〒 - 電話番号 () -	()
(年 月 日)	〒 - 電話番号 () -	()
(年 月 日)	〒 - 電話番号 () -	()
計 2 店		

(記載上の注意)

- 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。）を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。氏を改めた者においては、旧氏及び名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書きで併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。
- 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(記載上の注意)

- 14 -

12. 業務の種類

1. 金銭の貸付け

~~(1) 手形貸付~~

(2) 証書貸付

~~(3) 極度方式貸付~~

~~(4) 手形の割引~~

~~(5) 売渡担保~~

~~(6) その他(具体的に記載すること。)~~

2. 金銭の貸借の媒介

~~(1) 手形貸付の媒介~~

~~(2) 証書貸付の媒介~~

~~(3) 極度方式基本契約の媒介~~

~~(4) 手形の割引の媒介~~

~~(5) 売渡担保の媒介~~

~~(6) その他の媒介(具体的に記載すること。)~~

3. 金銭の貸付けの代理

~~(1) 委任~~

~~(2) 受任~~

1 3. 業務の方法

1 貸付けの相手方

消費者金融、事業者向け金融の別

イ. 消費者金融

ロ. 事業者向け金融

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

年 20.0 %

3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。

(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。)

年 20.0 %

(賠償額の計算方法)

約定期日に支払うべき元本×賠償年率×支払期日超過日数÷365

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

イ. ~~先取り~~ ハ. 単利 ホ. 残債方式

端数利息の処理方法

ロ. 後取り. ~~ニ. 複利・ヘ. アドオン方式~~

(円未満切捨て)

(2) 利息の計算の期間

貸付けの 当 日からの弁済の 前 日までとする。 (おどり利息なし)

(3) 利息元加の方法

~~イ. する……その場合の方法~~ ()ロ. しない

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

(返済の方式)	(返済の期間)		(返済の回数)	
	(最短)	(最長)	(最少)	(最多)
<u>イ.</u> 一括返済方式	<u>1か月</u>	～ <u>6か月</u>		
<u>ロ.</u> 元利均等返済方式	<u>2か月</u>	～ <u>24か月</u>	<u>2回</u>	～ <u>24回</u>
<u>ハ.</u> 元金均等返済方式	<u>2か月</u>	～ <u>24か月</u>	<u>2回</u>	～ <u>24回</u>
ニ. 定率リボルビング方式	()			
ホ. 定額リボルビング方式	()			
<u>ヘ.</u> 自由返済方式	(最長36か月以内)			
ト. その他の方式	()			
[]		～		～

6. 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額

最高限度額 500 千円

7. 担保に関する事項

(1) 担保徴求の有無

☒ 有

☐ 無

(2) 主な担保の種類

不動産、有価証券

(3) 保証人の要否

☒ 要

☐ 否

8. 手数料に関する事項

☒ A. 徴求する。 その場合の名称及びその額又は割合

印紙代 実費

ただし、利息を含め年率20.0%を超えない

~~B. 徴求しない。~~

9. 媒介手数料の場合

(場合によって異なるときは、その上限の率) %

該当なし

10. 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

委任 **該当なし**

受任 **該当なし**

11. その他必要と認められる事項

(1) 貸付けの申込みの方法 ☒ A. 店頭

~~B. 店頭以外~~ その場合の方法

()

(2) 金銭の交付の方法 ☒ A. 店頭

☒ B. 店頭以外 その場合の方法

(**銀行振込**)

1 4. 他に行っている事業の種類

不動産販売業

(建築工事業)

(喫茶店)

(損害保険代理業)

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

1 5 ~~登録免許税領収書~~ 貼付欄
~~収入印紙又は証紙~~

(消印してはならない。)

愛知県証紙 1 5 万円分

年 月 日

愛知県 知事 殿

商 号
又は名称 **株式会社愛知〇〇**

氏 名 **代表取締役 愛知太郎**

（法人にあっては、代表者の氏名）

（~~法定代理人~~
~~氏名、商号~~
又は名称）

誓 約 書

私並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び貸金業法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業法第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

1. 個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

身元証明書に代えて提出する場合に使用

年 月 日

愛知県 知事 殿

商号
又は名称

氏 名 愛知太郎

~~(法人にあつては、代表者の氏名)~~

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

誓 約 書

~~私並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び貸金業法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業法第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。~~

(記載上の注意)

1. 個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

履 歴 書

氏 名	愛 知 太 郎		
現 住 所	(郵便番号 460-8501) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話番号 (052) 954-6333		
役 職 名 等	代表取締役	生年月日	昭和00年00月00日 (満00歳)
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間	内 容	
	自 昭和58年11月1日 至 現在年 月 日	株式会社三河〇〇 (愛知県知事 第08888号) 取締役就任	
	自 平成24年10月2日 至 現在年 月 日	株式会社愛知〇〇 (愛知県知事 第09999号) 代表取締役就任	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 等 罰	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容
		該当なし	
上記のとおり相違ありません。 令和7年3月1日 氏名 愛 知 太 郎			

(記載上の注意)

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況を全て記載すること。(当該貸金業にかかる登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)もあわせて記載すること。)

3 「賞罰等」は、法第6条第1項第4号、第5号及び第6号に係るものは全て記載し、行政処分については同項第3号に係るもののみを記載すること。

4 施行規則第4条第2項に規定する書類については、第2面の所定の場所にはり付けること。

写真
(縦4cm横3cm)
単独、上三分身、
無帽、正面、
無背景

(撮影 年 月)

(施行規則第4条第2項に規定する書類)

(ふりがな) 商 号 又 は 名 称			
(ふりがな) 代表者の氏名			
住 所		(郵便番号 —) 電話番号 () —	
設 立 年 月 日 及 び 設立時の事業			
設 立 の 経 緯			
設 立 後 の 沿 革	年 月 日	沿 革 の 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
代表者の氏名			

- 1 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 4 会計参与にあつては、「設立時の事業」の記載は不要。
- 5 「設立後の沿革」は、貸金業に係る事項を全て記載すること。（当該貸金業に係る登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）もあわせて記載すること。）
- 6 「賞罰」は、法第6条第1項第3号、第5号及び第7号に該当するものを全て記載すること。

1. 株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	400 個	
氏 名 又 は 名 称	(B) 保有する議決権の数	割合 (B)／(A)
〇〇商事株式会社	220 個	55.0 %
三河花子	120	30.0
愛知太郎	40	10.0
尾張次郎	20	5.0
	以下余白	
計	400 個	100.0 %

(記載上の注意)

- 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 「議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 保有する議決権の多い順に従い5名（法人含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって所有している株式又は出資に係る議決権がある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

2 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな)	まるまるしょうじ	
商 号	〇〇商事株式会社	
(ふりがな)	まるまる ごろう	
代表者の氏名	〇〇五郎	
住 所	東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号	
(A) 総株主等の議決権の数	1,000 個	
氏 名 又 は 名 称	(B) 保有する議決権の数	割合 (B)／(A)
〇〇五郎	400 個	40.0 %
××一男	200	20.0 %

(記載上の注意)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 「議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。
- 保有する議決権の多い順に従い2名（法人含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって所有している株式又は出資に係る議決権がある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

氏名（カタカナ）		氏名（漢字）		生 年 月 日				性別	種別
姓	名	姓	名	元号	年	月	日		
アイチ	タロウ	愛知	太郎	S	00	00	00	M	Y
オワリ	ジロウ	尾張	次郎	S	00	00	00	M	YK
ミカワ	ハナコ	三河	花子	S	00	00	00	F	Y
チュウブ	ススム	中部	進	S	00	00	00	M	SK
		以下	余白						

（記載上の注意）

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 元号については、明治の場合はM、大正の場合はT、昭和の場合はS、平成の場合はH、令和の場合はRと記載すること。
- 3 性別については、男性の場合はM、女性の場合はFと記載すること。
- 4 種別については、役員の場合はY、重要な使用人の場合はS、貸金業務取扱主任者の場合はKと記載すること。兼務している場合は、その双方を記載すること。
- 5 上記様式の記入は、上記様式の事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができる。この場合においては、次によるものとする。
 - (1) 氏名（カタカナ）は、半角のカタカナで記録し、姓と名の間を半角で1マス空けること。
 - (2) 氏名（漢字）は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空けること。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能なものである場合には、当該漢字に代えて、平仮名を記録すること。
 - (3) 生年月日のうち年、月及び日については、半角の2桁で記録すること。
 - (4) 氏名（カタカナ）、氏名（漢字）、元号、年、月、日、性別及び種別の間をカンマで区切ること。

（例）昭和40年2月1日生まれの貸金太郎氏（男性）が重要な使用人及び貸金業務取扱主任者である場合には、「カシ タロウ, 貸金 太郎, S, 40, 02, 01, M, SK」と記録する。

財産に関する調書

〇〇年12月31日現在

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金	10,000	← 預貯金の残高証明書を添付
有価証券	10,000	← 証券会社の取引残高報告書を添付
未収入金		
貸付金	20,000	← 貸付金を基礎財産に含める場合は、疎明資料を添付
土地	10,000	
建物	12,000	← 固定資産評価証明書を添付
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計（A）	62,000	* 負債を引いて5,000万円以上の純資産を証明できる範囲で公的な資料を添付する。
負 債		
借入金	3,000	← 残高証明書を添付
未払金		
前受金		
その他		
計（B）		
（A）－（B）	59,000	← 5,000万円以上の純資産が必要

（記載上の注意）

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

年 月 日

商 号
又は名称 **株式会社 愛知〇〇**氏 名 **代表取締役 愛知太郎**

(法人にあつては、代表者の氏名)

貸付けの業務の経験者の業務経歴書

営業所等の名称	役 職 名	氏名・生年月日	期 間	貸付けの業務の内容
株式会社 愛知〇〇 本店	取締役 本店長	尾張次郎 昭和00年00月00日 (満00歳)	自平成00年00月00日 至平成00年00月00日	株式会社愛知〇〇 貸付けの審査 債権の管理・回収
株式会社 愛知〇〇 豊橋支店	豊橋支店長	中部 進 昭和00年00月00日 (満00歳)	自平成00年00月00日 至令和00年00月00日	〇〇ファイナンス(株) 店長 〇〇知事 第0000号 貸付けの審査 債権の管理
以下余白		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	

貸付けの業務の経験者の業務経歴については、下記のとおり相違ありません。

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 貸付けの業務を担当する組織における貸付けの業務の経験者について、提出日までの貸付けの業務（他社（貸金業以外の業種に属するものを含む。）での貸付けの業務を含む。）の内容を簡記すること。
- 3 各営業所等において、貸付けの業務の経験年数の多い順序に従い、少なくとも1人以上の者について作成すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

商 号
又は名称

株式会社愛知〇〇

氏 名

代表取締役 愛知太郎

（法人にあつては、代表者の氏名）

指定紛争解決機関との契約締結等の状況

1. 指定紛争解決機関が存在する場合

貸金業法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称。

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

2. 指定紛争解決機関が存在しない場合

貸金業法第12条の2の2第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

年 月 日

所有者 住所

氏名

(法人にあつては法人名、代表者名)

(共同所有(使用)の場合は共同所有(使用者)が連名で記載すること)

使 用 承 諾 書

次の使用者が下記物件について、(貸金業の)営業所として使用することを承諾します。

使用者 住所

氏名

(法人にあつては法人名、代表者名)

記

1 物件所在地

2 物件名

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住 所 (郵便番号 ー)

電話番号 () ー

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

登 録 申 請 取 下 書

貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請しましたが、都合により取下げます。

記

1 申請日

年 月 日

2 取下げの理由

年 月 日

愛知県 知事 殿

届出者 登録番号 **愛知県** 知事（ ）第 **09999**号

（郵便番号 460-8501）

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番2号**
電話番号（052）954-6334

商 号
又は名称 **株式会社 愛知〇〇**

氏 名 **代表取締役 愛知太郎**

（法人にあっては、代表者の氏名）

（~~法定代理人~~
~~氏名、商号~~
~~又は名称~~）

変 更 届 出 書

下記の事項について変更^{したい}~~しました~~ので、貸金業法第8条第1項の規定により届け出ます。

記

変更（予定）年月日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前
年 月 日	（従たる営業所） 豊橋支店 豊橋市駅前大通〇丁目〇〇番地 〇〇ビル2階 （0532）00-0000	該当なし

（記載上の注意）

- 1 「登録番号」の括弧書きについては、記載を省略することができる。
- 2 法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出したものについては、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 3 不要な字句は消して使用すること。
- 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 第2面以後は、届出をする貸金業者に係る貸金業者登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして作成すること。

年 月 日

愛知県 知事 殿

商号
又は名称

株式会社愛知〇〇

氏 名

代表取締役 愛知太郎

（法人にあっては、代表者の氏名）

（~~法定代理人~~
~~氏名、商号~~
又は名

）

誓 約 書

私は貸金業法（以下「法」という。）第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

1. 届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

遅 延 理 由 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

登録番号 愛知県知事（ ）第 号

住 所

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあっては代表者氏名)

下記理由により変更届を遅延いたしました。

記

(理由)

愛知県知事 殿

（郵便番号 460-8501）

届出者 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話番号（052）954-6334

氏 名 株式会社 愛知〇〇
代表取締役 愛知太郎

法定代理人 氏名、商号 又は名称

（注）連絡先又は氏名に変更があった場合は、財務（支）局長又は都道府県知事にその旨連絡願います。

廃業等届出書

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名	株式会社 愛知〇〇
登録番号	愛知県知事 第09999号
該当事由発生年月日	令和〇〇年〇月〇日
該当事由	法第10条第1項第5号（自己都合）

（記載上の注意）

- 届出者の「氏名」欄には、法第10条第1項第1号、第3号又は第4号の規定により届け出る場合、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。同項第2号又は第5号の規定により届け出る場合、法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した者については、これらの書類に記載された当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名を括弧書で併記し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併記し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 3 「登録番号」の括弧書きについては、記載を省略することができる。
- 4 「該当事由」には、法第10条第1項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号番号を記載すること。なお、第5号に該当する場合には、その理由を併記すること。
- 5 不要な字句は消して使用すること。

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

		残貸付債権	債務者数
(債権回収方針)	合 計	12,000千円	30 人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	12,000千円	30 人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他 ()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
 - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他 ()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3. 債権譲渡の状況（廃業等の事実の発生前3ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。）

譲 渡 先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲 渡 済	該当なし		千円
			千円
			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

（記載上の注意）

- 1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。）を併記すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、全ての譲渡年月日を記載すること。
- 4 債権譲渡予定のものについては、() 内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 5 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

4. 取立委託の状況

委 託 先		委託年月日	委託債権金額
委 託 済	該当なし		千円
			千円
			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。）を併記すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 4 取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。

5. 廃業等後における帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- ☒ 自社（清算人）保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他（

(具体的な措置状況)

事務所キャビネット内保存

(2) 個人情報取扱い

- ☒ 自社（清算人）保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他（

(具体的な措置状況)

事務所キャビネット内保存

(記載上の注意)

- 1 該当する項目全てについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6. 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

第4 各種報告書、 届出書等の様式

年 月 日

愛知県知事 殿

商号又は名称

代表者又は責任者名

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

別紙

登 録 番 号		愛知県知事 () 第 号		
貸金業協会会員番号				
商 号 又 は 名 称				
営 業 所 等 の 名 称				
所 在 地		電話番号() —		
営 業 所 等 の 概 要	(ふりがな) 代 表 者 氏 名		生年 月日	大 昭 平 令 年 月 日
	職 名 及 び 職 務 内 容			
	業務を遂行する 権 限 の 基 礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規定等による委任 4 その他(具体的に)	
	常時行っている 業 務 内 容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他(具体的に)	
	貸金業に従事 す る使用人の数			
	事務所の占有	1 自己所有 2 賃 賃 3 その他(具体的に)		
	事 務 所 の 規 模 ・ 設 備	(規模) 平方メートル (設備)		
(参考)貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。				

(注)代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。

営業所案内図

登録番号 愛知県知事 () 第 号

商号又は名称及び 営業所等の名称		代表者氏名 又は店長氏名			
所在地				電話番号	
交 通	(駅、停留所) 下車 徒歩 分 目標				
【地図】					
注) : 最寄りの駅・バス停からの順路、目標となるものを記載してください。					
【営業所の見取図】					

営 業 所 等 の 写 真

(営業所ごとに建物全体、入口付近、内部が分かる写真を貼付してください。)

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 —)

住 所

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

開 始 等 届 出 書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第1号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 貸金業を { 開始 ・ 休止 ・再開 } したため

該当事由発生年月日 年 月 日

理 由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、開始又は再開の場合はその年月日を、休止の場合は休止期間を記入すること。
- 2 休止又は再開の場合は、その理由を「理由」欄に記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

指定信用情報機関との信用情報提供契約に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第2号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 指定信用情報機関と信用情報提供契約を { 締結 ・ 終了 } したため

該当事由発生年月日 年 月 日

信用情報提供契約の相手方の
商号又は名称及び住所

(記載上の注意)

- 1 「該当事由」については、締結又は終了のいずれかに○印をつけること。
- 2 「該当事由発生年月日」には、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結又は終了した年月日を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

信用情報提供契約を締結した場合は当該契約書の写し

この届出書は、純資産額が要件を満たしていない場合に、それが判明した時点で提出すること。
※ 下記の「該当事由発生年月日」が同一のものを既に提出済みの場合は、提出不要。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号
(郵便番号 —)

住 所

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

財産的基礎に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第3号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たないことを知ったため。

該当事由発生年月日 年 月 日

該当することになった理由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、純資産額が施行令第3条の2に定める金額に満たなくなった年月日を記入すること。
- 2 「該当することになった理由」には、純資産額が施行令第3条の2に定める金額に満たなくなった理由を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

法人である場合においては、施行規則第5条の9第1項第1号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第2項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)。

個人である場合においては、施行規則第5条の9第1項第2号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第4号により作成した財産に関する調書(同条第2項第3号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として 内閣府令で定める者の該当者に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項 第1号 第2号 の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の者が、貸金業法第6条第1項第1号に該当したため

該 当 す る こ と と
な っ た 者 の 氏 名

該当事由発生年月日 年 月 日

該当することとなった理由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、「心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者」に該当した年月日を記入すること。
- 2 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

禁錮以上の刑に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則
第26条の25第1項 第1号 第2号 の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の者が、貸金業法第6条第1項第4号に該当したため

該 当 す る こ と と
な っ た 者 の 氏 名

刑の確定した年月日 年 月 日

刑 の 種 類

(記載上の注意)

不要な字句は消して使用すること。

(添付書類)

確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

貸金業法等の違反による罰金刑に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則
第26条の25第1項 第1号 第2号 の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の者が、貸金業法第6条第1項第5号に該当したため

該 当 す る こ と と
な っ た 者 の 氏 名

違反した法令の規定

刑の確定した年月日 年 月 日

罰 金 の 額 円

(記載上の注意)

不要な字句は消して使用すること。

(添付書類)

確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

暴力団員等に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則
第26条の25第1項 第1号
第2号 の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の者が、貸金業法第6条第1項第6号に該当したため

該 当 す る こ と と
な っ た 者 の 氏 名

該当事由発生年月日 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、該当者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当した年月日を記入すること。
- 2 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

不正又は不誠実な行為をおこなうおそれがある者の 該当性に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則
第26条の25第1項 第1号 第2号 の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の者が、貸金業法第6条第1項第7号に該当したため

該 当 条 項 貸金業法施行規則第5条の3第 { 1・2・3・4 } 号

該 当 す る こ と と
な っ た 者 の 氏 名

該当事由発生年月日 年 月 日

通 知 の 内 容

理 由

廃 業 等 年 月 日 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 「該当条項」については、施行規則第5条の3の第1号から第4号のいずれか該当する番号に○印をつけること。
- 2 「該当事由発生年月日」には、行政手続法第15条の規定による通知があった年月日を記入すること。
- 3 「通知の内容」には、行政手続法第15条の規定による通知の内容を記入すること。
- 4 「理由」には、行政手続法第15条の規定による通知を受けた理由を記入すること。
- 5 「廃業等年月日」には、廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日を記入すること。
- 6 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届 出 者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

貸金業務取扱主任者の要件に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第1号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 以下の営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者について、貸金業法第6条第1項第13号に該当したため

営業所又は事務所名

該当事由発生日 年 月 日

理 由

(記載上の注意)

- 1 「営業所又は事務所名」には、貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった営業所又は事務所の名称を記入すること。
- 2 「該当事由発生日」には、貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった年月日を記入すること。
- 3 「理由」には、貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった理由を記入すること。
- 4 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

債権譲渡に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第3号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 貸付に係る契約に基づく債権を他人に譲渡したため

商 号、名 称 又 は

氏 名 及 び 住 所

譲 渡 年 月 日 年 月 日

債権の元本の金額 円

(記載上の注意)

- 1 「商号、名称又は氏名及び住所」には、債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所を記入すること。
- 2 「債権の元本の金額」には、譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

債権譲渡に係る契約書の写し。

年 月 日

愛知県知事 殿

届 出 者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

役員等の法令違反等に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第4号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知ったため。

営業所又は事務所名

氏 名 又 は 名 称
及 び 役 職 名

概 要

(記載上の注意)

- 1 「営業所又は事務所名」には、当該行為が発生した営業所又は事務所の名称を記入すること。
- 2 「氏名又は名称及び役職名」には、当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名を記入すること。
- 3 「概要」には当該行為の概要を記入すること。当欄に記入しきれない場合は、別紙に記入すること。資料がある場合は、別添とすること。
- 4 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

特定保証業者との保証契約に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第5号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の通常
条件とすることとなったため。

該当事由発生年月日 年 月 日

保 証 業 者 の
商 号、 名 称 又 は
氏 名 及 び 住 所

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、保証契約の締結を通常条件とすることとなった年月日を記入すること。
- 2 不要な字句は消して使用すること。

(添付書類)

貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

業務の委託に関する届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第6号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 第三者に貸金業の業務の委託を { 行った ・ 行わなくなった }
ため

該当事由発生年月日 年 月 日

業務の委託の相手方の
商号、名称又は
氏名及び住所

業務委託の内容

(記載上の注意)

- 1 「該当事由」については、行った又は行わなくなったのいずれかに○をつけること。
- 2 「該当事由発生年月日」には、業務の委託を行った又は行わなくなった年月日を記入すること。
- 3 「業務の内容」には、委託を行った又は行わなくなった業務の内容を記入すること。
- 4 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し。

年 月 日

愛知県知事 殿

届 出 者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

貸金業協会加入又は脱退の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25第1項第7号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 貸金業協会 { に加入 ・ から脱退 } したため

該当事由発生年月日 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 「該当事由」については、「に加入」又は「から脱退」のいずれかに○印をつけること。
- 2 「該当事由発生年月日」には、貸金業協会に加入又は脱退した年月日を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付書類)

貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

非営利特例対象法人の要件に該当して貸金業を営む場合の届出書

標記の件について、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2第1項第1号の規定により届け出ます。

記

該当事由発生年月日 年 月 日

貸付けに関する今後の事業計画

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、非営利特例対象法人となった年月日を記入すること。
- 2 貸付けに関する今後の事業計画を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

定款又は寄附行為及び施行規則第5条の9第1項第1号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第2項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

非営利特例対象法人又は特定非営利金融法人の 該当要件を喪失した場合の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2{第1項第2号、第2項第1号、第3項第3号}の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 1 非営利特例対象法人でなくなったため
 2 貸金業法施行規則第5条の6第1項第1号
 3 貸金業法施行規則第5条の6第1項第2号
 4 貸金業法施行規則第5条の6第1項第3号{イ・ロ・ハ}
 に定める要件を欠くこととなったため

該当事由発生年月日 年 月 日

理 由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由」には、1から4のいずれか該当する数字に○印をつけること。
- 2 「該当事由発生年月日」には、非営利特例対象法人でなくなった年月日又は貸金業の業務が施行規則第5条の6第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった年月日を記入すること。
- 3 「理由」には、非営利特例対象法人でなくなった理由又は貸金業の業務が施行規則第5条の6第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった理由を記入すること。
- 4 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

定款又は寄附行為及び施行規則第5条の9第1項第1号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第2項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)、並びに非営利特例対象法人でなくなった事実が確認できる書面又は貸金業の業務が施行規則第5条の6第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった事実が確認できる書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

非営利特例対象法人が業務経験者に関する要件を充足した場合の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2第2項第2号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 当該登録の有効期間の満了の日以前に貸金業法施行規則第5条の4第1項第{ 2・3 }号に掲げる基準に適合することとなったため

該当事由発生年月日 年 月 日

理 由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に施行規則第5条の7第1項第2号又は第3号に掲げる基準に適合することとなった年月日を記入すること。
- 2 「理由」には、当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に施行規則第5条の7第1項第2号又は第3号に掲げる基準に適合することとなった理由を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

施行規則第5条の7第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合することとなった事実が確認できる書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 —)

住 所

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

非営利特例対象法人が登録拒否基準の特例要件を喪失した場合の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2第2項第3号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 貸金業法施行規則第5条の8第1項第{ 1・2 }号に掲げる要件を
欠くこととなったため

該当事由発生年月日 年 月 日

理 由

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、当該貸金業者が施行規則第5条の8第1項第1号又は第2号に掲げる要件を欠くこととなった年月日を記入すること。
- 2 「理由」には、当該貸金業者が施行規則第5条の8第1項第1号又は第2号に掲げる要件を欠くこととなった理由を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

施行規則第5条の8第1項第1号又は第2号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった事実が確認できる書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 —)

住 所

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

特定非営利金融法人の要件に該当して貸金業を営む場合の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2第3項第1号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をしたため

該当事由発生年月日 年 月 日

貸付けに関する今後の事業計画

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、当該貸金業者が特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をした年月日を記入すること。
- 2 貸付けに関する今後の事業計画を記入すること。
- 3 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

当該貸金業者が特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定があったことを証する書面。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 登録番号 愛知県知事 () 第 号

(郵便番号 —)

住 所

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業 として行うことを中止する場合の届出書

下記事由に該当することとなったので、貸金業法第24条の6の2第4号及び同法施行規則第26条の25の2第3項第2号の規定により届け出ます。

記

該 当 事 由 特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をしたため

該当事由発生年月日 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 「該当事由発生年月日」には、特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をした年月日を記入すること。
- 2 不要な字句は消して使用すること。

(添付資料)

特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定があったことを証する書面。

登録不更新に係る残貸付債権の状況報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所 (郵便番号)

電話番号() -

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、都道府県知事にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
 - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲 渡 先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委 託 先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、()内に取立委託予定金額を記入すること。

4. 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

5. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3)法第24条第1項の規定による通知の写し

毎事業年度末における残貸付債権の状況報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所 (郵便番号)
電話番号() -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、都道府県知事にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
 - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲 渡 先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲 渡 済			千円
			千円
譲 渡 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委 託 先		委託年月日	委託債権金額
委 託 済			千円
			千円
委 託 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、()内に取立委託予定金額を記入すること。

4. 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

5. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3)法第24条第1項の規定による通知の写し

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所 (郵便番号)

電話番号() -

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称

残貸付債権の状況等の変更報告書

年 月 付けで提出した残貸付債権の状況等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

1. 変更内容(該当する箇所の番号を○で囲み必要事項を記入)

① 連絡先、氏名・名称・商号の変更

変更後	変更前
(の変更) 内容:	

② 債権譲渡先の追加(下の2., 3., 5. に記入し、6. の(1),(3)を添付)

③ 取立委託先の変更・追加(下の2., 4. に記入し、6. の(2)を添付)

2. 残貸付債権の状況

(年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計 (今後の債権回収 方針)		千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該地の会社等に対して行う貸付け
 - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3. 債権譲渡の状況

譲渡先(前回の報告から追加されたもの)	譲渡年月日	譲渡債権金額
		千円
		千円
合 計		千円

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。
- 4 欄内には書ききれない場合は、別紙を用意して記入すること。

4. 取立委託の状況

委 託 先		委託年月日	委託債権金額
変 更	(新)		千円
	(旧)		
追 加			千円
			千円
合 計			千円

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。

5. 帳簿及び個人情報の取扱い(譲渡先追加分について)

(1) 帳簿の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- ☐ 保存 ☐ 債権譲渡先に引継ぎ
☐ その他()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6. 添付書類(譲渡先追加分、取立委託先の変更・追加について)

(1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形

(2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形

(3)法第24条第1項の規定による通知の写し

* (注) : 全取引終了の報告書提出までは、必ずこの報告書と同一内容の控え(写し)を作成し、保管すること。

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 (郵便番号 ー)
住所

電話番号 () ー

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

[法定代理人
氏名、商号
又 は 名 称]

全取引終了の報告書

貸金業者として締結した貸付の契約に基づく取引が終了しましたので届け出ます。

(注) 残債権を全部譲渡して終了する場合には、「残債権の状況等の変更報告書」を併せて提出してください。

貸 金 業 者 登 録 証 明 書

年 月 日

愛知県知事殿

商 号
申請者 又は名称
氏 名
(法人にあっては代表者の氏名)

下記のとおり、貸金業法第3条第1項の規定により登録を受けて いる ことを証明願います。
いた

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商 号 又 は 名 称	
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)	
氏 名	
登 録 番 号	愛知県知事 () 第 号
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 営 業 所 等	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課長

